

議第250号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 瓜生山学園地区の項の次に次の 1 項を加える。

大 原 戸 寺 町 地 区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）大原戸寺町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第 1 桂坂さつき東地区の項の次に次の 2 項を加える。

桂坂さつき北第 1 地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂さつき北第 1 地区として区分された区域
桂坂さつき北第 2 地区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂さつき北第 2 地区として区分された区域

別表第 2 瓜生山学園地区の項の次に次の 1 項を加える。

大 原 戸 寺 町 地 区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で、延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲
---------------	-----------	--

			げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。） ア 令第130条の3各号に掲げる用途 イ 農産物販売所 ウ 診療所 エ 保育所 (3) 農業、林業又は漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令第20条各号に掲げるもの (4) 第2号アからエまでのいずれかに掲げる用途に供する建築物（床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (5) 図書館又は公民館 (6) 前各号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）	
		容積率の最高限度	10分の6	
		建ぺい率の最高限度	10分の4（角敷地等内にある建築物にあっては、10分の5）	
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル	
		建築物の高さの最高限度	10メートル（軒の高さについては、7メートル）	

別表第2 大原小出石町地区の項中「都市計画法施行令」を「農業、林業又は漁業の用に供する建築物で都市計画法施行令」に、「掲げる建築物」を「掲げるもの」に改め、同表第2 桂坂さつき東地区の項の次に次の2項を加える。

桂坂さつき北第1地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 診療所 (3) 巡査派出所等 (4) 前3号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）	
	建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル	

桂坂さつき北第2地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 1戸建て専用住宅 (2) 巡査派出所等 (3) 前2号の建築物に付属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	建築物の敷地面積の最低限度	135平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大原戸寺町地区に係る地区計画の決定及び西京桂坂地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。